

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域公民館分館活動事業補助金
補助の区分	地域コミュニティ関連補助
補助の概要	地域公民館分館の円滑な活動の支援を図るために、各地区公民館分館の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	地区公民館分館
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料、賃借料、負担金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする。
	○少額（5万円以下）補助金の理由 佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
補助率等	事業により異なる。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
数値目標等	A 数値化
	交付分館数 ○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 地区分館活動の維持・運営が目的であるため費用対効果の数値化はできないが、地区運動会、役員会、総会、スポーツ大会、文化祭等の活動実績により評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 各団体に通知
事業担当	（担当部署） 社会教育課
	（電話番号） 0259-58-7356